



T・MACKS 税理士法人  
代表社員 菅原 初義

# 消費税インボイス制度への対応③

## はじめに

令和5年10月1日、ついに、インボイス制度がスタートしました。実際に取引等が始まって初めて判る事項も多々あるところですが、今回は、適格請求書(インボイス)となる書類等や取引の内容について、改めて注意が必要であると思われる点について説明します。

## 1. 原則

令和5年10月1日より、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」、いわゆる「インボイス制度」が開始されました。

インボイス制度においては、仕入税額控除の要件として、原則として、適格請求書発行事業者から交付を受けた、登録番号や税率など一定の事項が記載された請求書や領収証等(以下、「適格請求書」といいます。)の保存が必要となります。

このため、適格請求書が無い取引は、適格請求書の発行が免除される取引を除き、仕入税額控除を受けることができず、納付する消費税額が増えることになります。

(簡易課税制度またはインボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置(2割特例: 詳細は前号2. 参照)を選択している場合を除く)

## 2. 取引の都度、適格請求書が交付されない取引

取引の中には、リース料や地代家賃の支払いなど、契約に基づいて振り込む(または口座振替される)ものがあります。これらのような、取引の都度、請求書や領収証が交付されない取引であっても、インボイス制度導入後は、原則として適格請求書の保存が必要となります。この場合、以下のどちらかの方法により適格請求書を保存することで対応できます。

### (1) 一定期間の取引をまとめて発行された適格請求書を受け取る。

半年ごと、1年ごとなど、一定期間をまとめた適格請求書等でも対応可能です。

### (2) 登録番号などが記載された契約書や通知書等と、日付や金額が印字された通帳を保存する。

適格請求書として必要な記載事項は、ひとつの書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たしていても構いません。

### ※インボイス制度導入後のリース取引で賃借料処理を行う場合

所有権移転外ファイナンスリース取引は、原則として、リース資産が引渡された時に譲渡されたものとして取り扱われるため、賃借人は、リース資産の引渡しを受けた日の属する課税期間の課税仕入れとして処理し、消費税は一括控除されます。

ただし、経理実務の簡便性から、賃借人が賃借料処理を行っても差し支えないとされており、この場合には、リース料を支払うべき日の属する課税期間の課税仕入れとして処理し、消費税は分割控除されます。

賃借料処理を行っている場合のインボイスについては、リース資産の引渡し時に交付を受けた適格請求書を保存することにより、リース料を支払うべき日ごとに仕入税額控除の適用要件を満たすこととなります。

### 補足

インボイス制度導入前に契約が締結されたリース取引について賃借料処理を行っている場合については、従前の「区分記載請求書等保存方式」により仕入税額控除の適用を受けることとなります。

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」より一部引用

### 3. 適格請求書ではない請求書等を受け取った場合

登録番号が無い、税率の記載が無いなど、適格請求書の要件を満たしていない請求書や領収証を受け取った場合や、適格請求書が無い場合には、以下のような点を確認する必要があります。

#### (1) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引か

3万円未満の公共交通機関による運賃など、適格請求書の交付を受けることが困難な取引は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。(詳細は前号3.(3)参照)

#### (2) 発行者に再交付を依頼する(登録事業者かどうかを確認する※)

適格請求書発行事業者には、相手からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されています。

このため、適格請求書の交付義務が免除されている取引を除き、受け取った請求書等が一定の記載事項を満たしていない場合には、適格請求書発行事業者に対し、正しい適格請求書又は不足事項を補足する書類を求め、これらの書類を保存することが必要です。

#### ※適格請求書発行事業者かどうかの確認方法

国税庁のHPIにて検索が可能です。検索には法人番号(法人等に付された13桁の番号)が必要となりますので、まずは法人番号を調べてから適格請求書発行事業者の検索を行います。新たに登録事業者となった、または登録事業者を辞めたなどの異動も考えられますので、常に確認が必要となります。(一部の会計ソフト等では、取引先名等で登録事業者かどうかを自動的に判定・確認が行える機能が付いているものもあります。)

なお、個人事業者の場合には、個人番号とは関係のない登録番号が付されているため、登録番号は直接その個人事業者に確認することが必要です。

国税庁 法人番号公表サイト: <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト: <https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

#### (3) 発行者が登録事業者ではない場合

請求書等の発行者が登録事業者ではない場合には、仕入税額控除を受けることができませんが、経過措置として、令和8年9月30日までは仕入控除税額(消費税額)の80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入控除税額の50%が控除できるようになっています。(令和11年10月1日以降は、全額控除することができなくなります。)

このため、消費税申告書を作成するために、登録事業者からの課税仕入れとは分けて帳簿に記載しておくことが必要のため、注意が必要です。



#### (4) 請求書・領収証が無い場合

インボイス制度導入前の場合、請求書・領収証が無い(紛失した)場合には、自社にて支払先、支払金額等を記載した書類を備えておくことで、領収証等の代わりとして仕入税額控除を受けることができるケースもありました。

しかしながら、インボイス制度導入後は、法人税法上の損金(経費)にはできる可能性があるものの、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引を除き、原則として適格請求書が無い取引は仕入税額控除を受けることができないこととなります。

## 4. 立替金の精算の場合

### (1) 取引先による立替払いの場合

取引先に経費を立替払いしてもらった場合、適格請求書や領収証の宛名はその取引先名となっているため、このままでは適格請求書の要件を満たさず、仕入税額控除を受けることができません。

この場合には、領収証等のコピー(適格請求書に該当するものに限り)を添付してもらうとともに、この経費が当社のものであることを明らかにする「立替金精算書」を交付してもらい、これらの書類を保存することで仕入税額控除を受けることができます。

### (2) 従業員による立替払いの場合

従業員個人が会社の経費を立替えて支払う場合もあり、この場合においても、原則としては宛名が会社名の領収証等の保存が必要となります。

しかし、個人のクレジットカードで決済した場合なども考えられます。この場合にも、従業員に立替金精算書を作成してもらい、従業員宛の領収証等と一緒に保存することで、仕入税額控除を受けることができます。

## 5. まとめ

インボイス制度導入後は、原則として適格請求書が無いと仕入税額控除ができないこととなります。その適格請求書についても、一定の記載事項が満たされているかどうか、記載されている登録番号が正しいかどうか(登録されているかどうか)の確認も必要となります。

このため、一取引ごとに確実に確認ができるような体制作りも重要となりますので、経理担当者だけでなく、会社として確認ができるよう、インボイス制度に関する社内での情報共有を行いましょう。